

- ▶ 環境影響評価（環境アセスメント）とは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、当該事業が環境に与える影響を、事業者が自ら調査、予測及び評価を行い、結果を公表して県民や関係自治体から広く意見を聴き、それらを踏まえ、環境に配慮したより良い事業計画を作りあげていく制度です。
- ▶ 現在、環境影響評価法では13種、山形県環境影響評価条例では14種の事業が制度の対象となっており、事業者は、法又は条例で定める基準以上の規模の事業を行おうとする場合、環境影響評価を行わなければならないこととなっています。
- ▶ 今回の改正は、大規模な林地開発を伴う太陽光発電所の建設計画が出てきていること、また、アセス手続きにおいて、事業の計画（検討）段階における環境配慮を求める声があることを踏まえ、他県の状況を参考としつつ、本条例の対象に発電用施設の建設事業を加えるとともに、配慮書手続き等を導入するものです。

1 改正の概要

① アセス対象事業に発電用施設の建設事業を追加

◆ 山形県環境影響評価条例の対象事業

- ① 道路の建設事業
- ② ダム、堰又は放水路の建設事業
- ③ 発電用施設の建設事業
- ④ 廃棄物処理施設の建設事業
- ⑤ 土地区画整理事業
- ⑥ 流通業務団地の造成事業
- ⑦ 住宅団地の造成事業
- ⑧ 工業団地の造成事業
- ⑨ レクリエーション施設の建設事業
- ⑩ 土石の採取又は鉱物の掘採の事業
- ⑪ 工場又は事業場の建設事業
- ⑫ 下水道終末処理場の建設事業
- ⑬ 畜産施設の建設事業
- ⑭ 建築物の建設事業
- ⑮ 複合開発事業

内容	アセス対象規模	
	普通地域	特別地域
発電用施設の建設事業		
水力	22,500kW以上	15,000kW以上
火力	112,500kW以上	75,000kW以上
地熱	7,500kW以上	5,000kW以上
風力	7,500kW以上	5,000kW以上
太陽光	50ha以上	20ha以上

※ 特別地域とは、①特別保護地区(鳥獣保護管理法)、②保安林(森林法)、③国立公園・国定公園(自然公園法)、④風致地区(都市計画法)、⑤県立自然公園(自然公園条例)、⑥自然環境保全地域・**里山環境保全地域**(自然環境保全条例)の区域をいいます。
 ※ 火力発電事業は、現行条例において、①造成面積75ha以上、②排出ガス量20万m³N/h以上、③排出水量1万m³/日に該当するものを対象としています。なお、改正後の条例においても、②・③の基準は残します。

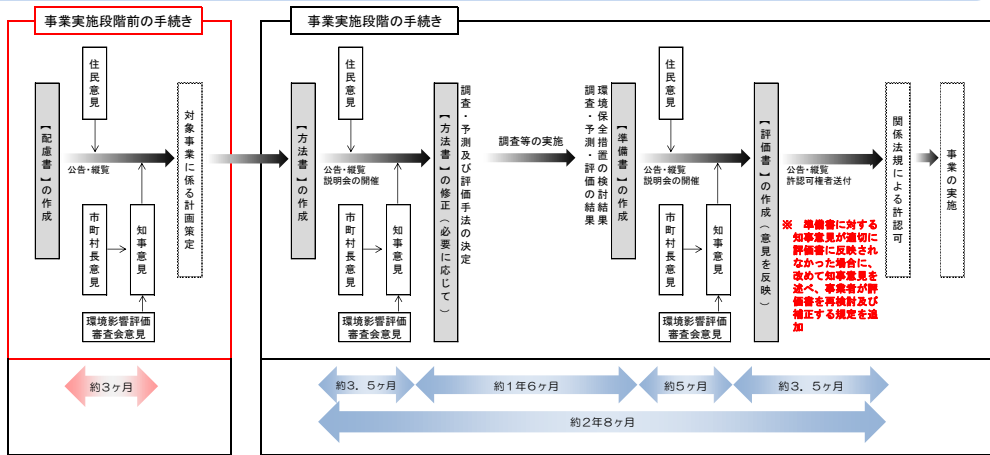
② 特別地域に里山環境保全地域を追加

特に環境の保全に配慮すべき特別地域に、里山環境保全地域（自然環境保全条例）を追加します。

- ※ 里山環境保全地域
 自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域
 ◆ 指定の状況（県内4か所）
 河島山里山環境保全地域（村山市） 沼の台里山環境保全地域（大蔵村）
 下小松里山環境保全地域（川西町） 胴腹滝里山環境保全地域（遊佐町）

③ 配慮書手続きの追加 ④ 評価書に対する知事意見の提出等の規定の追加

配慮書手続きは、事業への早期段階における環境配慮を可能とするため、計画立案（検討）段階において、事業者が事業の位置や規模等に関する検討案について、住民や地方公共団体等の意見を取り入れながら環境保全に係る配慮事項をとりまとめるものであり、現在、21都道府県が条例で制度化しています。また、準備書に対する知事意見が適切に評価書に反映されなかった場合に、改めて知事意見を述べ、事業者が評価書を再検討及び補正する規定を追加します。



※ 上記の期間は、発電所事業における環境省通知をもとに算定したおおよその期間です。（平成24年11月30日付け環政評発第121130301号「発電所設置の際の環境アセスメントに係る審査の迅速化について」）

2 経過措置

- 条例改正に伴って新たに対象となる発電用施設の建設事業のうち、施行日前までに以下の許認可等を受けている事業については、改正後の条例を適用しない経過措置を設けます。
 - 民有林の開発行為許可（森林法第10条の2第1項）
 - 農地転用許可等（農地法第4条第1項又は第5条第1項）
 - 開発行為許可等（都市計画法第29条第1項・第2項又は第35条の2第1項）
- 改正条例の施行日前に、方法書等を公告した事業については、改正後の条例を適用しない経過措置を設けます。

3 改正スケジュール

平成29年12月・・・12月定例会 条例案可決 12月26日公布
 平成30年2月・・・環境影響評価審査会
 （技術指針改正案に係る意見聴取）
 条例の改正内容の周知等
 4月・・・改正条例の施行